

騎手用ノート型パソコンほかの賃貸借及び運用保守委託仕様書

はじめに

本仕様書は、神奈川県川崎競馬組合（以下「発注者」という。）が賃貸借契約に基づき、賃貸業者（以下「受注者」という。）から賃借するノート型パソコンほか（以下「賃貸借物件」という。）について、その機能及び性能に係る基準を示したものである。

1 目的

騎手は競馬開催中、公正確保の観点から原則として通信機器を所持・使用することができないが、騎乗時の安全確保や技術向上を図るため、騎手が競馬開催中に騎乗馬等のレース映像を視聴する環境を整備する。本件は、騎手が過去のレース映像等をウェブサイトにて視聴するための専用端末として、ノート型パソコンを賃貸借するとともに、外部とのやりとりを制限する等、公正確保上必要な措置を講じるうえで必要なソフトウェア等の運用保守を委託する。

2 設置場所

川崎市川崎区富士見1丁目5番1号 川崎競馬場内の2か所（男性騎手控室内、女性騎手控室内のそれぞれ指定する場所）

3 仕様

別紙1及び別紙2のとおり

4 期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで（60か月間）

5 施設環境

(1) 電気設備

第2項の設置場所に、電源設備として次のものが用意されており、賃貸借物件はこれに対応する電源プラグを有するものとする（接地アダプタによる変換可）。

配線機器（コンセント仕様）：2極コンセント平行型又は抜止型（単相125V15A）

(2) 通信設備

次の通信設備に接続可能なこと。

- ・1000BASE-T/100BASE-TX
- ・TCP/IPプロトコル

6 納入に際しての条件等

受注者は、落札後、事前に作業計画を作成した上で、賃貸借物件を納入し、機器組立て、設置、ネットワークへの接続及び以下の条件を満たした上で、令和6年8月1日までに発注者へ引き渡すものとする。

また、本項に関するすべての費用は、物品の配送・返却を含め、受注者の負担とする。

(1) ソフトウェアのインストール、設定作業、ネットワーク情報の設定等

賃貸借物件につき、次の作業を行うこと。

- ア 別紙2で指定するソフトウェアのインストール及び動作確認
- イ 別紙2で指定するソフトウェアにより、落札後に発注者が指定するWEBサイト以外アクセスできないようフィルタリングを設定
- ウ 別紙2で指定するソフトウェアにより、落札後に発注者が指定する内容にてデスクトップアイコンやブラウザ、ポリシー等の制限設定をすること
- エ 別紙2で指定するソフトウェアにより、落札後に発注者が指定する内容にてランサムウェアや不正プログラム対策、Webセキュリティ対策の設定をすること

- オ 別紙 2 で指定するソフトウェアにより、落札後に発注者が指定する内容にて導入する端末のログ管理設定をすること
- カ 発注者が、落札後に別途示す情報に基づくネットワーク設定作業
- (2) 賃貸借物件の納入
 - ア 賃貸借物件の納入時期は、落札後、別途調整する。
 - イ 受注者は、納入後から賃貸借期間開始までの間に実際の業務環境において賃貸借物件の動作に問題がないことを確認すること。
 - ウ 納入時に賃貸借物件の初期不良等不具合が判明した場合は、受注者の責任及び費用負担により、迅速に良品との交換等を行うこととする。
 - エ 納入後から賃貸借期間開始までの間は、実際の業務環境におけるテスト期間とし、賃貸借期間には含まないものとする。
- (3) バックアップデータ及び手順書等の提供
 - ア 賃貸借開始時において、すべての機能が正常に稼動する状態のバックアップを取得し、バックアップメディアに格納した上で、第 2 項の設置場所にて発注者に納入すること。なお、情報システムに関する知識が乏しい利用者がバックアップの取得及びバックアップからの復元ができる手順書を含むものとする。
また、バックアップをメディアに作成するために必要となるソフトウェアは、受注者が用意するものとする。
 - イ 受注者は、契約番号（割り振る場合のみ）、各種機器の製造番号、OS のプロダクト番号（OEM 番号）、ソフトウェアのライセンス番号、ネットワークアダプタの MAC アドレスの一覧をまとめたものを EXCEL ブック形式で作成し、アとは別のバックアップメディアに格納した上で、賃貸借開始時まで、第 2 項の設置場所にて発注者に納入すること。
- (4) 記録媒体の固有番号（シリアル番号）の届け出
 - ア 受注者は、次の各号に規定する項目を記載した書面を、期日までに発注者に提出しなければならない。期日は、契約後、発注者と受注者が協議の上決定するものとするが、原則、県情報を保存する情報機器のハードディスク等の記録媒体（以下「記録媒体」という。）への県情報保存前に行うこと。
 - (ア) 情報機器の情報（名称、種類、型番）
 - (イ) 情報機器の記録媒体の情報（種類、型番）
 - (ウ) 情報機器の記録媒体を特定する固有番号（シリアル番号）
 - イ 受注者は、機器等の保守や故障等により上記届け出の記録媒体を交換した場合は、速やかに変更内容を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

7 保守条件

- (1) 通常保守
 - ア 保守対象
本件で賃貸借するハードウェア及びソフトウェア
 - イ 保守対応時間
「神奈川県の日を定める条例」第 1 条で定める休日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間において、保守対応を行うこと。
 - ウ 保守対応の内容
 - (ア) ハードウェアに障害が発生した場合は、受注者は発注者の指示により機器等の設置場所へ赴き、機器等の修繕、交換等の復旧作業を行うこと。このとき、通報から現地到着までの時間は、最大 1.5 時間とする（障害の切分けに要した時間は除く。）。ただし、保守対応時間外の通報等においては、状況に応じて対応の日を別途指示する。
また、対応後には、作業内容や障害原因をまとめた報告書を提出すること。
 - (イ) 納入した機器に係る保守、修理、部品提供等を賃貸借期間中行うこと。また、

故障等の理由により受注者が一旦納入した物品の交換（一部の交換を含む。）を行う場合は、原則として、交換対象と同じ機能を有する物品を使用することとし、当初納入の状態に復帰させるものとする。ただし、不具合が改善された物品を利用する際は、この限りではない。

- (d) 受注者は、故障や保守点検等により交換のため情報機器から取り外した記録媒体について、磁氣的破壊及び物理的破壊（以下「破壊処理」という。）を実施した上で発注者の指示に従い発注者に引き渡すこと。交換時に発注者に引き渡すことができない場合は、破壊処理を実施した上で発注者の指定する場所に保管すること。引き渡し場所や保管場所は、あらかじめ発注者と受注者の協議により決定することとし、原則、情報機器を設置する施設内とする。
- (e) 破壊処理は専用の装置（以下「破壊装置」という。）により確実に情報の読み取りができなくなる方法で行うこと。
- (f) 破壊装置は、受注者が用意すること。
- (g) 交換した記録媒体は、発注者の許可なく保管場所から持ち出してはならない。
- (h) 取り外した記録媒体と新たに装着した記録媒体のシリアル番号を、書面で発注者に提出すること。
- (i) 破壊処理した記録媒体は、賃貸借期間満了後、発注者から返却を受けた記録媒体とあわせて産業廃棄物処理を行うこと。
- (k) メーカーによるリコールの公表等により機器等の部品交換の必要が生じた場合は、速やかに発注者に連絡し、発注者の指示に従うこと。
- (c) ソフトウェアについては、別紙2のとおりとする。
- エ メーカーによるリコールの公表等により機器等の部品交換の必要が生じた場合は、速やかに発注者に連絡を行い、発注者の指示に従うこと。
- (2) 随時保守（ソフトウェア関係）
 - ア 保守対象
業務端末にインストールするその他ソフトウェア
 - イ 保守対応時間
「神奈川県の日を定める条例」第1条で定める休日を除く日の8時30分から17時15分までの間において、保守対応を行うこと。
 - ウ 保守対応の内容
 - (ア) 導入するOSについて、発注者からの指示に基づき、随時セキュリティパッチ等の適用等必要なセキュリティ対策を速やかに行うこと。
 - エ 手順書等の提供
情報システムに関する知識が乏しい者でも随時保守を行うことができる手順書を作成し、随時保守の完了後速やかに発注者に納入すること。
- (3) その他
契約期間中に発注者から各種協力依頼があった場合には、システムの円滑な稼働に必要な限り迅速に対応すること。
- (4) 保守及び保証に要する費用
賃貸借期間中の保守及び保証に要する費用は、すべて受注者の負担とする。ただし、障害の内容が発注者の重大な責めに帰す事由による場合は、この限りではない。

8 賃貸借物件の撤去及び抹消措置

- (1) 抹消措置計画
 - ア 受注者は、賃貸借を行った記録媒体を抹消措置するための計画を作成し、次の各号に規定する項目を記載した書面を、賃貸借期間満了の1カ月前までに発注者に提出し承認を得なければならない。なお、賃貸借期間満了の3カ月前を目途に、受注者は発注者に対し計画作成に必要な事項（情報機器の返却予定時期、作業場所等）を確認すること。
 - (ア) 抹消措置を行う情報機器と記録媒体の情報（名称、種別、型番、シリアル番号等）

- (イ) 抹消措置実施に関する情報（破壊処理装置等名称、方式、場所、日程、実施事業者）
- イ 上記は、原則、賃貸借期間満了後 3 カ月以内に終了する計画とすること。
- (2) 賃貸借物件の撤去
 - ア 発注者は、賃貸借期間満了後 1 カ月程度を目途に情報機器を含め受注者に返却する。
 - イ 返却は発注者の指定する場所（情報機器を設置する施設内）で行い、返却にあたっては、記録媒体のシリアル番号を発注者と受注者の双方で確認すること。
 - ウ 受注者は発注者から記録媒体を含む情報機器等のすべての物品の返却を受けたのち、受注者の負担と責任において速やかに撤去すること。
- (3) 抹消措置
 - ア 受注者は、本契約により賃貸借を行った情報機器の記録媒体について、賃貸借期間が満了した場合には、次のとおり抹消措置を行わなければならない。
 - (ア) (1) の計画に従い、記録媒体を含む情報機器の撤去後、原則、2 カ月以内に受注者の施設内において、データ消去専用ソフトウェアにより抹消措置を実施の上、処理完了を証するデータ消去証明書を発注者に提出すること。
 - (イ) 抹消措置は、確実に情報の読み取りができなくなる方法で行うこと。
 - (ウ) 記録媒体の破損等によりデータ消去専用ソフトウェアによる抹消措置を行うことができない場合は、磁氣的破壊と物理的破壊を行い産業廃棄物処理後に、処理完了報告書を発注者に提出すること。
 - (エ) データ消去証明書には、対象の記録媒体のシリアル番号一覧と抹消措置を実施したことを確認できる写真記録を添付すること。
 - (オ) 処理完了報告書には、対象の記録媒体のシリアル番号一覧と産業廃棄物処理を実施したことを確認できる写真記録を添付すること。

9 提案が満たすべき要件等

本仕様書に対する提案は、次の基本的要件を満たすものであること。なお、仕様に対する提案は 1 件（1 製品）のみとする。また、提案の内容は、様式 1 により提出すること。

- (1) 賃貸借物件の動作
 - 第 1 項の目的により導入されることから、確実に動作すること。また、新品を納入すること。
- (2) 賃貸借物件の形式
 - 賃貸借物件は、本仕様書に対して行う提案書作成の時点で、最新又は最新と同様の製品であること。ただし、ソフトウェア製品のバージョン等を別紙 2 で指定する場合は、この限りではない。
- (3) 賃貸借物件の寸法及び重量
 - 限られた執務環境を有効に利用するため、賃貸借物件は適切な寸法及び重量であること。
- (4) 機器の接続に必要なケーブル
 - 賃貸借物件の動作に必要な接続ケーブル類は、常設可能な長さとし、物件に含んだ形で納入すること。
- (5) 取扱説明書及びソフトウェア製品の表記
 - 取扱いの容易さを確保するため、賃貸借物件の取扱説明書は、日本語により表記されているものを納入すること。これと異なる場合は、受注者の責任及び費用負担により日本語訳のものを添付するものとする。また、ソフトウェア製品については、特記のない限り、日本語版の製品とする。

10 再委託等の禁止

- (1) 受注者は、本件に係る作業について、第三者に委託してはならない。ただし、落札後、あらかじめ書面により発注者に通知し、承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、発注者に賃貸借する情報機器の取り扱い（保守、配送、抹消措置等）を第三者に再委託する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
 - ア 再委託を行う業務の内容
 - イ 再委託で取り扱う情報機器
 - ウ 再委託の期間
 - エ 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - オ 再委託の相手方における責任体制並びに責任者
 - カ 再委託の相手方の監督方法
- (3) 受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による情報機器の取り扱いに関する責任を負うものとする。
- (4) 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び情報機器の取り扱いに関する安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- (5) 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。
- (6) 受注者は、（１）で書面により提出した再委託先を変更する場合は、変更前にあらかじめ変更内容を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

11 守秘義務

受注者が、本件納入・保守作業により知り得た情報（機器設定内容、その他機器に収録された情報等）については、業務の実施に必要な範囲内においてのみ利用するものとし、これを第三者に漏らしてはならない。これは契約終了後も同様とする。

12 その他

- (1) 物品等の配送
自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針２（４）に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針２（５）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施しなければならない。
- (2) 賃貸借物件の梱包材
納入後、不要となった梱包材については、受注者の責任及び費用負担により速やかに処分するものとする。なお、梱包材は再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されているものを用いること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について
落札後、本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、設置の目的に従い、発注者と協議の上、処理するものとする。